

医療的ケア児・者の定義および把握方法について（案）

1. 医療的ケア児・者の定義について

(1) 児童福祉法の定義

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）

(2) 「障害児」の定義（児童福祉法）

児童福祉法第 4 条第 2 項で、「この法律で障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。」と規定している。

(3) 釧路市の考え方

医療的ケア児の定義については、現時点において必ずしも明確でないことから、障害者総合支援法の施策対象とならない医療的ケアを必要とする子どもなどを広く含むと解する。

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態（※）にある障害児（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に基づく）及びこれらが者へ移行した者。医療的ケア者については、“重症心身障害者”のうち医療的ケアが必要な者も含む。

※日常生活を営むために医療を要する状態とは、北海道が行っている医療的ケア児に関する調査の項目（吸引、吸入・ネプライザー、経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）、中心静脈栄養（IVH）、導尿、在宅酸素療法、咽頭エアウェイ、気管切開部の管理（ガーゼ交換他）、人工呼吸器の管理）に該当する状態とする。

2. 対象者 把握方法について

【前回の会議での意見】

「在宅療養指導管理料」で人数を把握できるのではないか。（個の特定は難しい）

※在宅療養指導管理料は、治療を受けた医療施設から退院した患者が在宅で療養するに当たり必要となる各種の指導を受ける場合に算定される費用。

対象者の把握方法

①釧路市民である 20 歳未満の者で、「在宅療養指導管理料」を算定されている医療的ケア児（市立釧路総合病院、釧路赤十字病院より情報提供）

②①以外で、障がい福祉課が把握している、医療的ケア児・者

【平成 30 年度】

（）は重症心身障害児者を再掲

	① 医療機関把握	② ①以外の障がい福祉課把握	計
20 歳未満	29 人 (5 人)	8 人 (0 人)	37 人 (5 人)
20 歳以上		10 人 (10 人)	10 人 (10 人)
計	29 人 (5 人)	18 人 (10 人)	47 人 (15 人)